

東京鳳鳴会 会 則

第一 条 本会は東京鳳鳴会と称する。

第二 条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて後輩のよき相談相手となることを目的とする。

第三 条 本会は秋田県立旧制大館中学校並びに秋田県立大館鳳鳴高等学校の縁故者で、首都圏に居住する次の会員を以て組織する。

1. 普通会員 母校出身者並びにこれに準ずるもの。
2. 特別会員 母校の教職員であったもの。
3. 名誉会員 会の主旨に賛同し、会に著しく貢献があり、幹事会に推挙されたもの。

第四 条 本会の事務所は幹事会において、首都圏内に定めるものとする。

第五 条 本会に次の役員を置くものとする。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 若 干 名
3. 幹 事 長 1 名
4. 副 幹 事 長 若 干 名
5. 常 任 幹 事 若 干 名
6. 各 期 幹 事 若 干 名
7. 学 生 幹 事 若 干 名
8. 会 計 監 査 3 名 以 内

第六 条 本会の役員を選出と任期

1. 会長、副会長及び幹事長は総会において会員中より選任し、副幹事長、常任幹事、各期幹事および会計監査は会長これを委嘱する。
この任期は2ケ年とする。
但し、再任を妨げない。補充者は前任者の残任期間とする。
2. 学生幹事は東京学生鳳鳴会において、在学中の会員より選任する。
この任期は1ケ年とする。
但し、再任を妨げない。補充者は前任者の残任期間とする。

第七 条 本会に評議員を若干名を置くことが出来る。

評議員は会長が会員中よりこれを委嘱する。

第八 条 本会に顧問を置くことがある。

顧問は本会に功労ある会員中より、幹事会においてこれを推薦する。

- 第九条 主な役員の役割は次のとおりとする。
1. 会長は会務を統括し、本会を代表する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
 3. 幹事長は会長の指示のもとに幹事会を主宰し、会の運営を推進する。
 4. 副幹事長は幹事長を補佐する。
 5. 会計監査は会計を監査する。
- 第十条 会の運営会議は次のとおりとする。
1. 会長、副会長、幹事長、副幹事長および常任幹事をもって幹事会を組織し、会の運営について合議する。
 2. 各期幹事は当該期の会員の連絡、調査に当り、必要に応じ幹事会に参加し、会の重要事項について合議する。これを拡大幹事会と称する。
- 第十一条 幹事会及び評議員合同で役員会を組織して会の重大な事項について合議することが出来る。
- 第十二条 本会は目的達成のため次の事項を行う。
1. 総 会 毎年1回会長がこれを招集する。
 2. 懇 親 会 随時開催するものとする。
 3. その他必要事項
- 第十三条 本会は目的達成のため、次の委員会を設置する。
1. 総務委員会
 2. 総会、懇親会委員会
 3. 財政委員会
 4. レク、スポ文化委員会
 5. 広報委員会
- 第十四条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第十五条 本会の経費は会員の拠金、会費、寄附金及びその他の収入を以て、これに充てるものとする。
- 第十六条 本会会員は住所および職業に変更ある時は、直ちに事務局に連絡通知を行うものとする。
- 第十七条 本会会則の変更は総会において、出席会員の過半数の同意を要するものとする。

改 定 昭 和 5 1 年 5 月 1 0 日

改 定 平 成 7 年 6 月 9 日

東 京 鳳 鳴 会